様式第６号（第１０条関係）

袖ケ浦市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金実績報告書

年　　月　　日

袖ケ浦市長　様

届出者　住所

氏名

電話番号

年　　月　　日付け袖ケ浦市指令第　　号をもって袖ケ浦市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付決定を受けた補助対象設備の導入が完了したので、袖ケ浦市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第１０条の規定により下記のとおり報告します。

記

補助金交付決定額	円
工事完了日 ※電気自動車･プラグインハイブリッド自動車にあっては、自動車検査証の登録日	年　　月　　日
本市の住民基本台帳に記録されている私に関することについて市長が確認することに 同意します。　　・　　同意しません。 ※同意したときは、添付書類のうち９の提出は必要ありません。 なお、確認がとれないときは、別途住民票等を提出していただきます。	

下記を確認し、該当するものにレ点を記入してください。

□　導入した補助対象設備は未使用品（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車にあっては、新車）である。
□　導入した補助対象設備は各法令、制度、手続等に準拠し、設置等されている。

（添付書類）

１　事業結果報告書（様式第６号の２）

２　補助対象設備の設置費等の支払いを証する書類・内訳書の写し（補助対象設備の導入をリースで行う場合を除く。）

３　補助対象設備の設置状況が確認できる写真（電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車にあっては、保管場所において撮影した写真）

４　補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し（窓の断熱改修にあっては、窓の性能を証明する書類の写しでも差し支えない。電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車を除く。）

５　補助対象設備が定置用リチウムイオン蓄電システムの場合は、補助対象設備を設置する住宅が第３条第１号に該当することを証する書類

６　補助対象設備が窓の断熱改修の場合は、補助対象設備を設置する住宅が第３条第２号アに該当することを証する書類

７　補助対象設備が電気自動車等の場合は、以下の書類

ア　電気自動車等を購入する者が居住する住宅が第３条第３号アに該当することを証する書類

イ　自動車検査証の写し（自動車検査証が電子化されている場合は、自動車検査証及び自動車検査証記録事項の写し）

ウ　別表２において、住宅用太陽光発電設備及びＶ２Ｈ充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、Ｖ２Ｈ充放電設備を設置していることを証する書類

８　補助対象設備がＶ２Ｈ充放電設備の場合は、補助対象設備を設置する住宅が第３条第４号に該当することを証する書類

９　住民票の写し

１０　その他市長が必要と認める書類